

## 随 意 契 約 理 由 書

件 名	須磨防波堤改良工事
契約の相手方	東洋・共栄土木特定建設工事共同企業体
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号
<p><u>随意契約の理由</u></p> <p>本工事に先立ち、「神戸港西部地区港湾施設改修及び整備工事（その 2）」が発注されており、3 月より隣接区域の現場施工を開始する予定である。そのため、同時期に接近して起重機船による海上施工が必要になり、別業者が受注した場合、工事の安全性や円滑な施工体制を確保することが困難となる。</p> <p>また、本工事は、周辺海域における漁業への影響を考慮すると、現地施工可能な期間が著しく制限されている。</p> <p>さらに、工区端部における波浪による被災対策として消波ブロックを階段状に設置する必要があり、別発注では、その 2 工事完了後にブロックの撤去・再設置が必要となるため、不経済な設計となる。</p> <p>上記を踏まえ、同一請負人に施工させることにより、現場における一体的な関係者調整や施工エリア調整を行うことで事業全体の工期短縮・費用軽減に繋げられるため、随意契約を行うものである。</p>	
担 当 部 署 (問合せ先)	港湾局計画部港湾計画課計画第 2 係 (078-595-6304)